

県制度融資の既往債務に係る返済条件緩和措置について

1 対象となる中小企業

- ・借入多過等により追加融資や借換が困難な企業
- ・設備投資後に受注が減少し、資金繰りに支障をきたしている企業 等

2 対象となる資金

福岡県中小企業振興資金制度要綱第6条に定める各資金
(現在新規融資を行っていない旧資金を含む)

3 内容

(1) 返済猶予措置

制度融資既往債務について最長3年間の猶予
(「短期運転資金」については、最長1年間の猶予)

(2) 返済期間の延長措置

制度融資既往債務について最長3年間の延長
(「短期運転資金」については、最長1年間の延長)

- ※ 措置申請時の要綱で定める各資金の融資期間を基準に、最長3年間延長可能
- ※ 返済期間の延長措置適用における融資期間は、最長13年(短期運転資金を除く)
- ※ 返済猶予の設定は、通算して3年まで可

4 実施期間

令和9年3月31日まで

5 申込窓口

取扱金融機関の本・支店

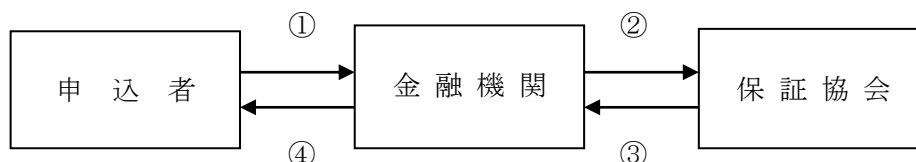
6 提出書類

福岡県中小企業振興資金融資制度に係る特例措置申込書

※様式は、福岡県庁HPよりダウンロードできます。

(HP アドレス <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/r8yuushiseidoannai.html>)

7 手続



- ① 融資金融機関に対し、「特例措置申込書」を提出
- ② 金融機関が審査の上、返済猶予(返済期間延長)を認める場合は、保証協会へ依頼
- ③ 保証協会が審査の上、返済猶予(返済期間延長)を認める場合は、金融機関へ変更保証書を交付
- ④ 金融機関は契約変更の手続を行う